

「岐阜県耐震改修促進計画（案）」に対する県民意見募集で寄せられたご意見と県の考え方

都市建築部建築指導課

■意見募集期間：令和8年1月15日（木曜日）から令和8年2月13日（金曜日）まで

■ご意見をいただいた人数（件数）：3名（6件）

番号	該当項目	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
1	P46 輪之内町 法第5条第3項第2号に基づき指定する道路	耐震診断義務付け対象道路を緊急輸送道路と同路線にさせていただきたいです。	輪之内町役場までをつなぐ法第5条第3項第2号に基づき指定する道路について、計画案に記載する路線は現行緊急輸送道路に指定されておりますが、別路線に変更される予定のため、変更後の緊急輸送道路に合わせた指定とします。
2	p19 3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方(2)地震発生時に通行を確保すべき道路	「 <u>岐阜県地域防災計画に定められた第1～3次緊急輸送道路等</u> 」 下線部は不要ではないか。 ※緊急輸送道路は岐阜県地域防災計画に示されていますが、定められてはいない。	ご意見を踏まえて修正します。
3	p19 3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方(2)地震発生時に通行を確保すべき道路	「県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連絡する道路として、 <u>岐阜県地域防災計画</u> において緊急輸送道路を指定し、」 下線部は不要ではないか。 ※緊急輸送道路は岐阜県地域防災計画に示されていますが、定められてはいない。	ご意見を踏まえて修正します。
4	p20 3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方(2)地震発生時に通行を確保すべき道路	「 <u>岐阜県地域防災計画に定められた第1次から3次までの緊急輸送道路を指定する。</u> 」 下線部は不要ではないか。 ※緊急輸送道路は岐阜県地域防災計画に示されていますが、定められてはいない。	ご意見を踏まえて修正します。
5	p33 「上記指定道路または高速道路から、各地域の防災拠点施設を繋ぐ緊急輸送道路等として法第5条第3項第2号に基づき指定する道路」	「高速道路から」という部分に関し、正確に記載したほうが良いと思われます。 ※「高規格幹線道路のインターチェンジ(スマートインターチェンジを含む)」といった表現になるのではないか。	ご意見を踏まえて修正します。

6	<p>恵那市の本計画における「緊急輸送道路等の指定に伴う沿道建築物の耐震診断義務化」に関する部分</p>	<p>弊社は恵那市内に築年数の古いビルを所有しております。</p> <p>昨年度、恵那市担当者より、本物件前面道路が「緊急輸送道路等に指定される可能性がある」との説明を受けました。</p> <p>その後、「路線は変更される」との連絡を受けましたが、半年後に「変更できなかった」と突然の連絡がありました。</p> <p>道路指定がなされた場合、沿道建築物について耐震診断の義務が生じると説明を受けております。</p> <p>しかしながら、当該建物は約3年前に借入金を利用して大規模修繕工事を実施したばかりであり、追加的な耐震診断及び耐震改修工事が必要となった場合、物価高騰下において極めて大きな経済的負担が発生することが想定されます。</p> <p>特に以下の点について強い懸念があります。</p> <p>耐震診断で基準未達となった場合の改修費用は高額となる可能性が高いこと 耐震改修工事に伴う借入負担および税務上の取扱いが明確でないこと 道路指定に関する説明および経緯が一貫せず、所有者側の予見可能性が著しく低いこと</p> <p>つきましては、以下の点についてご検討を強く要望いたします。</p> <p>①既に大規模修繕を実施済みの建築物に対する一定の経過措置の創設 ②耐震診断・改修に対する補助率の拡充および上限額の引上げ ③固定資産税・法人税等における優遇措置の明確化および周知 ④道路指定に関する説明責任の明確化と、指定前の事前協議制度の導入 ⑤道路指定に関し、一度「変更予定」と説明があった後に「変更不可」とされた経緯があり、所有者側の予見可能性が大きく損なわれております。</p> <p>ついては、</p> <p>⑥指定前の十分な説明機会の確保 ⑦代替路線の検討基準の明確化 ⑧合理的理由がある場合の見直し請求制度の創設</p> <p>を制度上明文化することを強く要望いたします。</p> <p>地域の安全性向上という趣旨は十分理解しておりますが、現行の制度設計では、中小規模の不動産所有者にとって過度な負担となる恐れがあります。</p> <p>持続可能なまちづくりの観点からも、所有者の経営実態に配慮した制度運用を強く求めます。</p> <p>以上</p>	<p>① 耐震診断については、対象となる道路の指定日から3ヵ年以内実施して頂くこととなります。また、耐震診断の結果、耐震性が無いことが判明した場合は、特に期限の定めはありませんが、可能な限り耐震改修等（補助制度あり）に努めていただきますようお願いいたします。</p> <p>② 耐震診断については、原則、所有者負担無しでの実施となります。また、耐震改修については、補助限度額はありますが、耐震改修に要する費用の11/15（約73%）の補助率となっており、他の旧耐震基準建築物と比較しても手厚い補助としております。</p> <p>③ 耐震診断義務化対象建築物の耐震改修を実施した場合は、税制上の優遇措置がありますので、詳しくは国のホームページ等を確認してください。</p> <p>④ 県は建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条に基づき耐震改修促進計画を定めています。現計画が令和7年度末で終了することから、令和8年4月からの第4期計画の案についてパブリックコメントを実施したところです。また新たに沿道建築物の耐震診断を義務化する道路について、対象建築物の所有者等に対して個別にご説明を実施しております。</p> <p>⑤ いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>⑥ 新たに沿道建築物の耐震診断を義務化する道路について、対象建築物の所有者等に対して個別にご説明を実施しております。</p> <p>⑦ 沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定対象については、国土交通省告示184号に基づき、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路として、災害時の拠点施設を連絡する緊急輸送道路等から選定しております。計画案では、災害時の応急対策の実効性を高めるため、隣県、県内各地域をつなぐ特に主要な緊急輸送道路として、すでに耐震診断を義務化している道路等から、県及び市町村の防災拠点施設までの区間について指定拡大を行うこととしております。</p> <p>⑧ 本計画案に対する見直し請求制度はありませんが、県民の皆様からのご意見を広く募集するパブリックコメントを実施したところです。</p>
---	--	---	---